

令和2年度第3回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第二分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和2年12月18日(金)	
委員(敬称略)	第二分科会長 松原 健一 安西法律事務所 弁護士	
	委員	倉井 潔 倉井潔税理士事務所 税理士
	委員	高橋 裕 学校法人専修大学商学部 教授
審議対象期間	原則として令和2年7月1日～令和2年9月30日の間における調達案件	
抽出案件	10件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	10件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり

【審議案件1】

審議案件名 : 公的年金財政評価システム改修等一式
 資格種別 : ー
 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、契約金額が高く、一者応札であるため
 発注部局名 : 大臣官房会計課
 契約相手方 : みずほ情報総研株式会社
 予定価格 : 19,550,190円
 契約金額 : 19,184,880円
 落札(契約)率 : 89%
 契約締結日 : 令和2年7月22日

(調達の概要)

一般競争を行ったが、落札者がいなかったため、予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
工数の根拠は何でしょうか。	工数については、予算の範囲内において、仕様書の内容から適切な工数を見込んでいます。
一者応札になった理由等については資料が無いようですが、どのように担当部署では理解されているのでしょうか。また、その改善策はどのように考えられているのでしょうか。	令和2年度の調達には、令和元年財政検証をベースとしたシステムの再構築が含まれ、年金財政、モデリング及び確率論等に関する一定程度の専門性を有することが求められることから、当該システムの改修経験のある業者の一者応札になったものと理解しています。 なお、財政検証をベースとしたシステムの再構築は、基本的に5年ごとの財政検証後のピアレビューのために行っており、次回改修予定の令和7年度に向けて、改善策を検討して参ります。 また、不落となった主要因は、本調達で使用できる予算がかなり限られていたことだと考えます。そのため、今回の結果を予算要求に反映させる等、調達規模を適切に把握した上で予算の確保に努めて参ります。
予定価格の積算根拠について、単価・工数ともに最終的な契約相手が提出したものと大きく異なります。この規模の調達案件ですと、応札できる業者の規模も自ずと大きくなるので、今回の結果をもとに積算根拠をアップデート願います。	承知致しました。本件は、限られた予算の範囲内での予定価格の積算となってしまったため、今回の結果を予算要求に反映させる等、予算の確保に努めて参ります。

<p>審査調書で一者応札解消のために応札期間を長くしたとありますが、結果として今回も変わらなかったのに、応札期間をさらに長くする必要があるかどうかに加え、仕様書に分かりづらい点や応札者がリスクと感ずる点がないかヒアリングをしてはどうでしょうか。</p>	<p>令和2年度の調達には、前年度にない令和元年財政検証をベースとしたシステムの再構築が含まれており、年金財政、モデリング及び確率論等に関する一定程度の専門性を有することが求められるものでした。そのため、当該システムの改修経験のある業者の一者応札になってしまったことから、次回調達においては応札期間を長くせず、仕様書の内容等について、より理解しやすい記載ぶりにするなどの工夫をしていきたいと考えます。</p>
--	--

<p>【審議案件2】 審議案件名 : 情報セキュリティ監査一式 資格種別 : 「役務の提供等」(「A」ランク) 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、契約金額が最も高く、落札率が最も低い 発注部局名 : 大臣官房会計課 契約相手方 : EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社 予定価格 : 226,727,655円 契約金額 : 141,350,000円 落札(契約)率 : 62.34% 契約締結日 : 令和2年6月8日</p>	
---	--

(調達の概要)
一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、2者応札があり、EYアドバイザリー・アンド・コンサルティング株式会社が契約の相手方となった。落札率は62.34%である。

意見・質問	回答
<p>予定価格の計算について、工数の根拠は何でしょうか。また、単価の根拠ですが、過去の実績を利用することも一理あると思いますので、今後に向けても、参考となる情報の収集に配慮いただければと思います。</p>	<p>工数については、前年度落札事業者から徴した契約金額内訳書に記載の工数(72.12人月+実費)を参考として、予算の範囲内において仕様書の内容から適切な工数を見込んでいます。 次回調達時においては、今回の実績も踏まえた適正な予定価格の積算に努めて参ります。</p>
<p>総合評価落札方式の場合によくあることですが、開札調書を見るとEYは技術評価がB社の半分ほどであり、入札額ではB社が予定価格をわずかに超えているため失格となっています。 技術水準が最低水準を満たしていれば安価な方を採用するという方式はそれなりの合理性はあると思いますが、これは当該固定資産に係わる取得とランニングコストを勘案して決めているのでしょうか。</p>	<p>予定価格や入札額については、業務に要する一切の経費を見込んで積算しています。</p>
<p>技術点が低ければ実際の運用時点で現場の手数が多くなり、結果として取得時に安かったことが仇になることも考えられます。価格点の割合はそのようなことも勘案して決めているのでしょうか。 また、技術点の満点からの乖離幅が大きい場合にはその乖離幅が価格に反映されるようにすることはできないのでしょうか。技術点が低くてもたまたま他社が失格した場合に割高で落札されることが無くなる気がします。</p>	<p>情報システム関連の総合評価落札方式に係る点数割合については、価格点と技術点の割合が1:1~1:3の範囲内とされており、本件については、より技術面を重視して、「1:3」の配分割合としており、価格点の配分は最低限としています。 総合評価落札方式の制度に従い、価格点と技術点を総合した点数を計算して落札者を決定しております。 一方で、価格点及び技術点の割合については、今後も案件に応じた適切な点数割合としていきたいと考えます。</p>
<p>二者の応札額と技術点には大きな差があります。応札額の差である約8000万円相当の違いが、提案内容にあったか確認をお願いします。もし、8000万円分の差があるとは言えない場合は、技術点の配点を再検討するべきだと思います。</p>	<p>技術審査に大きく差がついた要因は、作業実施体制の違いであると考えます。今回の結果を踏まえて、次回調達時には点数割合についても検討していきたいと考えます。</p>

【審議案件3】

審議案件名 : 薬監証明情報システム整備に伴う調査研究事業
 資格種別 : 「役務の提供」(「A」ランク)
 選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が高く、一者応札であるため
 発注部局名 : 医薬・生活衛生局
 契約相手方 : アビームコンサルティング株式会社
 予定価格 : 38,332,272円
 契約金額 : 37,400,000円
 落札(契約)率 : 97.6%
 契約締結日 : 令和2年5月8日

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、1者応札があり、アビームコンサルティング株式会社が契約の相手方となった。落札率は97.6%である。

意見・質問	回答
<p>予定価格の計算根拠について、その妥当性(工数と単価の双方)についての検討はどのようになされたのでしょうか。</p>	<p>当省の政策統括官付情報化担当参事官室から当該業務に知見のありそうなコンサルティング会社4者を紹介していただき見積書を取得しました。それら複数の見積もりを比較して、予算額も考慮に入れつつ、過不足のない工数と適切な単価のある見積書を参考としました。</p>
<p>この落札者は技術点が230点満点で172点でした。満点を100%とした場合の74.78%となります。一方、落札率は97.6%ですから割高な買い物をしたようにも見えます。技術点の満点からの乖離幅が価格に反映されるような方法をとることができないのか検討する余地はないのでしょうか。技術点が低ければ実際の運用時点で現場の手数が多くなり、結果として取得時に安かったことが仇になることも考えられます。価格点の割合はそのようなことも勘案して決めているのでしょうか。</p>	<p>公共調達のルールに関しては、予算決算及び会計令等の会計法令に定められています。現状では、総合評価落札方式の実施方法について同規程に定める方法で実施する必要があります。</p> <p>本事業については、薬事法令や行政手続き、情報システムを理解した上で、計画的に実施する能力を要するため、価格が安いだけの事業者が落札することがないよう、技術点と価格点の割合を決定いたしました。</p>
<p>一者応札に関する検討として、応札に関心がありながらも公共調達ルールを熟知していない企業の存在が述べられていますので、日頃からWebサイトなどを使って調達についての知識を周知してはどうでしょうか。今回業者の中で「公共調達についての知識不足」を挙げた会社はどのような点を知りたいのか、不安なのかをヒアリングしてみてもどうでしょうか。その上で、調達公告と列挙する形で調達に関する知識を情報提供してはいかがでしょうか。</p>	<p>公共調達のルール等については、厚生労働省のWebサイトにおいて行っており、「公共調達に関する問合せの総合窓口」を設置し、質問を関係法令や通知等の詳細情報も載せております。</p> <p>業務を遂行する能力があるにもかかわらず、調達手続きがわからず応札を見送る事業者がないよう、今後は調達公告時や調達関連資料の交付時など、疑義があれば気軽に質問いただけるよう周知していきたいと思っております。</p>

【審議案件4】

審議案件名 : 雇用調整助成金のデータ把握における派遣労働者の活用業務
 資格種別 : -
 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため
 発注部局名 : 職業安定局雇用保険課
 契約相手方 : アデコ株式会社
 予定価格 : 30,919,716円
 契約金額 : 30,919,716円
 落札(契約)率 : 100%
 契約締結日 : 令和2年7月17日

(調達の概要)

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
<p>抽出案件としては一者ですが、他者とも同様の案件の随契があるのでしょうか。</p> <p>もし、無いとすれば、この者を随契の相手先として選定した理由は何でしょうか。</p>	<p>本件に関する契約の本数は当該契約1本です。</p> <p>同社は労働者派遣事業の許可を有するとともに当省別事案で契約実績（助成金申請書の受付・審査業務）があり、ある程度行政文書の取扱に知見があることが期待されていました。</p> <p>また、全国規模で速やかに業務を開始できる者であって、見積もりを取ったもう一者の金額よりも安かったので同社を契約相手としました。</p>
<p>緊急随契にしても当該業者を選定した理由は何でしょうか。派遣業者はたくさんあると思いますが、敢えてこの業者を選定した理由があるのでしょうか。</p>	<p>同社は労働者派遣事業の許可を有するとともに当省別事案で契約実績（助成金申請書の受付・審査業務）があり、ある程度行政文書の取扱に知見があることが期待されていました。</p> <p>また、全国規模で速やかに業務を開始できる者であって、見積もりを取ったもう一者の金額よりも安かったので同社を契約相手としました。</p>
<p>緊急随契の形をとったこと自体には問題はないと思いますが、なぜこの契約の相手方を選んだのかが随契理由書から読み取れません。説明責任を果たし透明性を確保するためにも、随意契約では契約の相手方をどうしてその者にしたのかをわかりやすく記述してください。</p>	<p>同上。</p>
<p>他者からも見積もりを取得したのでしょうか。取得していないのであれば、それすらできないほどの時間も人数も足りなかったということでしょうか。</p>	<p>もう一者から見積もりを取りました。</p>
<p>【審議案件5】</p> <p>審議案件名：厚生年金保険料等に係る延滞金の計算方法についてのシステム開発にかかるソフトウェア提供サービス（追加対応）</p> <p>資格種別：－</p> <p>選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため（再委託1／2以上）</p> <p>発注部局名：年金局事業企画課</p> <p>契約相手方：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ</p> <p>予定価格：596,510,554円</p> <p>契約金額：596,510,554円</p> <p>落札(契約)率：100%</p> <p>契約締結日：令和2年5月7日</p>	
<p>(調達の概要)</p> <p>会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>当該システムについては今までにも随意契約で改修を行ってきたと思いますが、その総額は記載のある、全く新たなシステムを開発するシステム等と比較しても随意契約によって改修を繰り返した方が、経済性が高いと評価されているのでしょうか。</p> <p>今後も改修をする必要があることは予想できるので、新規に開発する場合と改修を繰り返す場合等のコストを比較してみる必要があると思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>厚生年金保険料等の計算については、株式会社NTTデータが提供するソフトウェア等（記録管理・基礎年金番号管理システム）を利用して実現しております。</p> <p>当該ソフトウェアの著作権は、同社に帰属しているため、随意契約しているものです。</p> <p>当該機能のみ別の新たなシステムとして構築し、同社が提供する記録管理・基礎年金番号管理システムと接続して厚生年金保険料等の計算を実現することは考えられますが、システムの複雑度が上昇するほか、システム基盤やマネジメントコスト等が増加することが懸念されます。</p> <p>記録管理・基礎年金番号管理システムは、諸課題に対応するため、段階的にシステムの刷新等に取り組んでい</p>

	るところです。
【審議案件6】 審議案件名 : 医療機関等における新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス事業 資格種別 : 「役務の提供」(「A」「B」又は「C」ランク) 選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため 発注部局名 : 医政局 契約相手方 : 株式会社エム・アール・ピー 予定価格 : 73,675,800円 契約金額 : 1,771,000円 落札(契約)率 : 2.4% 契約締結日 : 令和2年5月29日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、5者応札があり、株式会社エム・アール・ピーが契約の相手方となった。落札率は2.4%であり、低入札価格調査を行った。	
意見・質問	回 答
当初契約の予定価格が過大であったようにも思われますので、その計算根拠(考え方)を説明いただくとともに、次回以降の同種調達があった場合に、どのように予定価格を算出するのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症患者の対応を行う医療機関約2,200箇所を月2件(1件当たり2,500円)の利用を想定し、1月当たり約11百万円の利用料と積算しました。事業者からはメールではありますが、1か月実施した場合の概算の費用を取得しています。 次回以降は月額の利用料ではなく、主に確保すべき通訳の person 費と専従率での計算などを考えていますが、委員ご指摘のとおり、通訳事業全体の価格下落傾向も踏まえた、より適切な算出方法を検討します。
約1か月の契約期間延長によって大幅に増額していますが、その金額の正当性について、どのように考えるのでしょうか。	サービス提供対象施設である新型コロナウイルスに対する医療体制は事業開始時点から大きく変更されており、当初契約時は感染症指定医療機関を中心に3,000施設弱であったところ、秋頃にはインフルエンザとの同時流行に備え、地域のかかりつけ医も含めた2.4万施設程度で発熱患者の対応を行うこととなっていました。その施設数の増及び延長時に提供言語数を増やした(5言語⇒7言語)ことにより、確保すべき通訳者数が大幅に増えたことが主な要因と考えています。 また、当時は報道等で「第3波」と言われる感染流行が発生し、外国人コミュニティでの感染拡大についても分科会で指摘されるなどしていたことから、需要を大きく考えざるを得ない事情もありました。 これらを踏まえ、延長時の増額は妥当と考えています。
履行の状況に問題はないでしょうか。	通訳の依頼に対する対応状況は応答率などの面で全く問題はありません。むしろ外国人のコロナに関する医療アクセスの改善が必要であるため、各医療機関に対し、更なる有効活用を呼びかける必要があります。
予定価格と応札額の乖離幅が大きすぎると思います。最高額で応札した業者と比較しても20倍近い予定価格というのはどういうことなのでしょうか。	ご指摘のとおり想定外の応札となりました。通常サービスの対価として予定価格を設定しましたが、コロナによる入国制限で通訳業務の通常需要が大幅に落ち込む中で、各者とも現在有している通訳体制を流用し人件費を度外視して実施が可能であると判断され、このような応札額になったものと考えています。

<p>落札金額が低いこと自体は昨今の機械翻訳の精度向上を見るに不自然とは思えません。通訳事業は現在急速に単価・工数とも下落する傾向があります。</p> <p>今回の調達を機に早急に積算根拠を改め、また、他の部局とも情報共有して省全体としての積算精度をあげてください。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり通訳事業の単価は下落傾向にありますので、新型コロナウイルス対応のための通訳事業を今後行う対策本部などとは共有をさせていただきました。</p> <p>一方で、コロナ前のように日本を訪れる外国人が増える中においては、所要額も変わってくる可能性があり、今回のような感染症拡大による入国制限下の価格であるという特殊事情も踏まえて適切な見直しを検討して参ります。</p>
---	---

<p>【審議案件 7】</p> <p>審議案件名 : 特殊製剤国内自給向上対策事業</p> <p>資格種別 : -</p> <p>選定理由 : 随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため</p> <p>注部局名 : 医薬・生活衛生局</p> <p>契約相手方 : 日本赤十字社</p> <p>予定価格 : 14,661,076円</p> <p>契約金額 : 14,659,789円</p> <p>落札(契約)率 : 99.9%</p> <p>契約締結日 : 令和2年7月30日</p>	
---	--

(調達の概要)

公募を行い、応募が1者であったため、会計法第29条の3第4項及予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>この公募は確認のための公募ということだと思えますが、緊急随契以外の随意契約では常に行っているのでしょうか。そうでないとするならばどのようなときに行っているのか、基準などがあれば教えてください。</p>	<p>本公募につきまして、確認のための公募という認識で問題ありません。</p> <p>これまでずっと一者だけの応札であり、当該契約に必要な要件を満たす業者が一者のみ若しくは複数存在するか確認し、競争性及び透明性を確保するために公募手続きを行いました。また、公募の結果、一者だけの応札のため、金額交渉をしたうえで随意契約としています。</p> <p><事務局より回答></p> <p>特定の技術・設備等が不可欠として、調達側である国の一方的な判断により随意契約をしていた調達案件について、当該特定の技術等を有する者が一しかないないとしているものを検証する意味で公募を行うこととしております。</p>

<p>【審議案件 8】</p> <p>審議案件名 : 労働保険徴取システムに係る機能改修(災害による納付期限の延長への対応)業務一式</p> <p>資格種別 : 「情報処理」又は「ソフトウェア開発」(「A」「B」又は「C」ランク)</p> <p>選定理由 : 一般競争入札を実施している案件中、契約金額が最も高く、一者応札のため</p> <p>発注部局名 : 労働基準局労働保険徴取課</p> <p>契約相手方 : 富士通株式会社</p> <p>予定価格 : 119,022,750円</p> <p>契約金額 : 103,400,000円</p> <p>落札(契約)率 : 86.9%</p> <p>契約締結日 : 令和2年7月27日</p>	
--	--

(調達の概要)

一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、一者応札があり、富士通株式会社が契約の相手方となった。落札率は86.9%である。

意見・質問	回 答
<p>一者応札を改善するための努力が窺えます。この対応・姿勢が落札金額にも影響しているのではないのでしょうか。</p>	<p>落札金額への影響は承知しておりませんが、今後も引き続き一者応札改善に向けた取組を続けてまいりたいと思います。</p>
<p>予定価格の計算について、工数はどのように把握されたのでしょうか。 また、単価について、この考え方を選択した理由をお聞かせいただけますでしょうか（問題視するものではなく、適正なものとして好事例となる可能性もあると思っております）。</p>	<p>システム業者から提示のあった見積金額に基づき、工程管理支援業者（※）の助言を得て、適切な工数を把握しました。実作業においてはSE、PGの両方が対応していることから、一方だけの単価で計算を行うと実態と乖離した金額になってしまうと考えたためです。</p> <p>※工程管理支援業者 関連事業者の作業の進捗状況の管理や業務・システムに関して技術的な観点からの評価等の支援を請け負う業者です。</p>
<p>前回調達状況と対応方針に基づいて今回の調達を行ったと思いますが、その効果については、仕様書を手交した業者数が5者になったという点のみでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
<p>一者応札になった要因は推測で記載されているようですが、前回調達同様の調査は行っていないのでしょうか。 今後一者応札にならないために、早めの情報周知と公告の早期化、すなわち事業期間の可能な限りの長期化を検討願います。</p>	<p>調査は行っておりません。 今後の調達にあたっては、ご指摘いただいた内容を検討し、仕様書を手交した業者に調査し、複数の業者に応札していただけるよう努めてまいります。</p>
<p>【審議案件9】 審議案件名：地域外国人材受入れ・定着モデル事業 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため（再委託1／2） 発注部局名：職業安定局雇用保険課 契約相手方：パーソナルキャリア株式会社 予定価格：1,159,704,320円 契約金額：1,159,704,320円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和2年9月24日</p>	
<p>(調達の概要) 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>企画競争に参加した企業は2者のみだったのでしょうか。</p>	<p>企画競争に参加した企業は2者です。</p>
<p>随意契約とする条文上の根拠を教えてください。</p>	<p>本件は、企画競争において最も高い評価を得た者として、唯一の者を決定し、その者を契約相手とすることから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号を根拠としています。</p>
<p>予定価格はパーソルキャリアの積算内訳をそのまま使っているようですが、金額はどのように協議されたのでしょうか。 また、この会社はすでに各地域に拠点を有している規模の会社だと思うのですが、拠点費などが記載されています。随意契約の場合の金額の決定方法について教えてください。</p>	<p>予定価格はパーソルキャリアの積算内訳を元に計上しているものではなく、厚生労働省が本事業の実施に当たり必要と考えられる経費を積算し、それを元に予定価格を設定しているものです。 本件については、委託事業として行い、事業の実施に要した経費を支払うこととなっています。事業者の拠点を使用した場合は、事業のために使用したと考えられる経費を算出し支払うこととしています。</p>

<p>新規の事業ということで、まずは企画競争で始めるということ自体は納得できます。また、再委託については委託内容が明確であり、特段問題があるとは言えないと思います。</p> <p>一方で、審査結果については検討を要すると思います。落札した者と落札できなかった者の採点結果を見ると、委員長のみが落札した者を高く評価しており、他の委員は今回落札できなかった者をより高く評価しています。</p> <p>多様な観点から評価するために複数の審査委員がいるので、点数の高い低いに差が出ることは全く問題ありません。しかし、今回は選ばれた者と委員内の支持する者の人数比が逆転していること、また、落札できなかったものに対する評価が委員長のみ他の委員と比べて著しく低いことが目立ちます。</p> <p>委員長を含め、各委員が誠意を持って評価しているものとは思いますが、審査基準について十分意識共有がなされていたか、審査基準の書き振りに問題無かったか、またより多くの審査委員を集めるべきではなかったか、など、十分検証して次の調達に役立ててください。</p>	<p>委員間での認識共有を行うことが必要だと考えるため、審査基準の見直しや、各委員へ事業趣旨をはじめとした評価にあたり重要な視点に関する説明を丁寧に行って参ります。また、日程が可能であれば評価シートを作成する前に各委員で企画書に対する定性的な評価を共有できるような仕組みを考えたいと思っています。</p>
---	--

<p>【審議案件10】</p> <p>審議案件名 : 生活困窮者自立支援制度における専門スタッフ派遣及び研修等に関する広報啓発一式</p> <p>資格種別 : 役務の提供 (「A」「B」又は「C」ランク)</p> <p>選定理由 : 総合評価落札方式を実施している案件中、落札率が最も高く、一者応札のため</p> <p>発注部局名 : 社会・援護局</p> <p>契約相手方 : 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク</p> <p>予定価格 : 29,976,000円</p> <p>契約金額 : 29,974,000円</p> <p>落札(契約)率 : 99.9%</p> <p>契約締結日 : 令和2年6月4日</p>	
---	--

(調達の概要)

一般競争入札(総合評価落札方式)を行ったところ、一者応札があり、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが契約の相手方となった。落札率は99.9%である。

意見・質問	回 答
<p>予定価格は技術点が満点の場合に妥当と思われる金額を計算したものではないのでしょうか。落札率はほぼ100%であるのに対し技術点は87.8%だったというのは割高な買い物をしたと考えられないのでしょうか。</p>	<p>87.8点は技術点であり、求められる水準を100とした時の充足率を示したのではなく、各委員の総合的な評価により算出された値であるため、適当であると考えられます。</p>
<p>経費内訳は落札業者のものでしょうか。(入札額とは900円違います)。この内訳と予定価格の積算内訳は項目毎の単価が異なっているようです。</p> <p>予定価格を積算する上で根拠となる金額が公表されている場合には予定価格と入札額が似通って来るのは理解できるのですが、項目ごとに単価が異なるのに総額がほぼ同じになる理由が判然としません。</p> <p>何か予定価格を推測しやすい資料が公表されているのでしょうか。</p>	<p>この経費内訳については、6月の契約後、8月に落札業者から提出いただいた事業計画書となります。</p> <p>内訳が変動しているのは、当初予定では集合型で行う研修計画を社会情勢を鑑み、オンライン研修を視野に入れて検討しているためです。その内訳調整の際に900円の差が生じていると考えられます。</p> <p>御指摘にかかる資料については公表していません。</p>
<p>前回調達で2つの調達だったものが合併されているわけですが、研修事業と広報事業は必要とするスキルや人員が異なり、合併したことで両方こなせる者がより減ってしまった可能性を懸念しています。これらを元どおり分割して行い、それら双方の落札者の連絡を密にすることを目指すというほうが、状況の改善に与するのではないのでしょうか。</p>	<p>本事業については、令和元年度に情報共有サイトの開発部分が終了し、運用保守のみとなったため、2事業を合わせて一つの事業として実施することで、実施した研修事業の内容を速やかに、かつ、受講者等が必要な部分を端的に広報サイトに掲載することが可能となり、事業の効果的・効率的実施を図っています。</p> <p>今後も事業の周知徹底をおこなってまいります。</p>

特に広報事業については研修事業の落札者から情報を得られるように交通整理すれば特に事業分野に関する知識がない者でも応札しやすくなるのではないのでしょうか。

2 1 道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】

厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
電話03-5253-1111（内7965）